

香川県外来医療計画に基づく同意書の提出状況等について

「香川県外来医療計画」に基づき医療機関から提出された「地域で不足する外来利用機能を担うことについての同意書」及び「医療機器の共同利用計画」の提出状況（令和3年1月提出分から令和3年9月提出分まで）は以下のとおりです。

(1) 診療所の開設について

①地域で不足する外来利用機能を担うことについての同意書の提出状況

提出件数	72
うち、地域で不足する外来医療機能を担う医療機関	70
うち、地域で不足する外来医療機能を担わない医療機関	2

②地域で不足する外来医療機能を担わない医療機関について

名 称：医療法人 医仁会 高松ひざ関節症専門クリニック

所在地：高松市

診療科：整形外科

開設日：令和3年3月1日

理由：

火曜日・金曜日のみ営業の自由診療を主体に行う診療所であり、初期救急・在宅医療・公衆衛生のいずれも担わない医療機関である。

名 称：エミナルクリニック 高松院

所在地：高松市

診療科：美容皮膚科

開設日：令和3年4月1日

理由：

自由診療で医療脱毛のみを行う診療所であり、初期救急・在宅医療・公衆衛生のいずれも担わない医療機関である。

※参考 香川県外来医療計画（抄）

第2節 外来医師多数区域における新規開業者の届出の際に求める事項

1 新規開業者に求める事項

外来医師多数区域において新規に無床診療所を開業しようとする医療関係者については、次節に記載する地域で不足する外来医療機能のいずれかを担うことを求めることとします。

新規開業者は、診療所開業の届出に当たって、管轄する保健所、保健福祉事務所に地域で不足する外来医療機能を担うことについての同意書の添付を求めることとします。

2 地域で不足する外来医療機能を担うことに合意しない新規開業者への対応

地域で不足する外来医療機能を担うことに合意しない新規開業者については、協議の場への出席を要請します。

協議の場においては、協議の場の主な構成員と当該新規開業者との間で協議を行うこととし、その協議の結果については、議事録として公表します。

協議の場の開催に当たっては、持ち回りによる開催や新規開業者に文書の提出を求め、当該文書に基づき協議の場で協議するなどの対応を取ることも可能とします。

(2) 対象医療機器の設置について

①医療機器の共同利用計画の提出状況

	計	CT	MRI	PET、 PETCT	放射線 治療	マンモ グラフィ
提出件数	14	10	3	-	-	1
うち、共同利用計画あり	14	10	3	-	-	1
うち、共同利用計画なし	-	-	-	-	-	-

②共同利用計画を提出しない医療機器

なし